

加藤周一の平和主義 — 1つの試論 —

立命館大学国際関係学部 君島東彦

はじめに

- ・ 「加藤周一を引き継ぐ」とはどういうことか。—平和主義において「加藤周一を引き継ぐ」とはどういうことか。
 - 加藤周一の日本論が到達した認識を基礎として、平和主義の意義、役割、課題（いかに活かすか）を突き詰めて考え抜くこと。平和主義について、加藤周一自身は言わなかったが、加藤周一の日本論を適用するならば引き出しうることを明らかにすること。

1 15年戦争の体験の総括

- (1) ETV 特集「加藤周一 歴史としての20世紀を語る(1)」2000年3月27日
- (2) 敗戦後の転換の衝撃

「1945年夏、「日本人」は集団的に、「みなさんご一緒」に、ほとんど一晩で生まれ変わった。昨日までの軍国日本の臣民は、今日の焼跡の平和主義者となった。「鬼畜米英」を叫んでいた隣組の活動家は、マッカーサー元帥の崇拝者になった。」(『日本文化における時間と空間』124-125頁) それはなぜか。

2 冷戦の両側で

- (1) ヴェトナム戦争

「アメリカの大統領補佐官がわれわれよりも沢山の情報をもっているということは、彼の見透しがわれわれのそれよりも正確だろう、ということの意味しない、といい、私は30年代の日本政府と50年代のフランス政府の判断の誤りを例に引いた。ロストウ氏は激怒して、顔面を紅潮させ、アメリカのヴェトナム戦争は植民地戦争ではないから、それを日本の中国侵略や、フランスのアルジェリア戦争と比較するのは、全く馬鹿げている、と答えた。・・・大統領補佐官のロストウ氏は、政府の秘密情報を知っていた。ジャーナリストのI・F・ストウン氏、知らなかった。しかしワシントンの記者クラブからも締めだされていたストウン氏が、ただ公刊された資料のみを用いて国際(および国内)情勢を分析し、ただひとり発行を続けていた《The I. F. Stone's Weekly》は、「冷戦」の時代に、その見透しのおどろくべき正確さで、アメリカのジャーナリストや知識人の間に、高く評価されていた。」(『加藤周一著作集8 現代の政治的意味』あとがき(1979年))

- (2) 「言葉と戦車」

究極の目標としての「言葉が戦車を克服し終ったユートピア」『言葉と戦車』77頁

3 立命館大学における加藤周一

- ・ 1988年度から1999年度まで12年におよぶ国際関係学部での講義
 - 「日本文化論」(水曜日)、「外国文化事情」(木曜日)
- ・ 国際平和ミュージアム館長(1992年4月から1995年3月まで3年間)
- ・ 「最終講義」2000年1月13日、末川記念会館 「京都千年、または二分法の体系について」

4 ロナルド・ドーアの平和主義

- ・ 「国際社会形成者意識」
- ・ 憲法を改正して、自衛隊の現実の存在および正当性を認めて、しかし軍隊の使い方を厳しく限定する条項を代わりに入れると、はじめて、ホンモノの平和憲法ができるという主張。

5 Detachment と Commitment

- ・ 分析の正確さ、的確さを担保する detachment
- ・ Commit するのか、しないのか
- ・ 白沙会と九条の会
- ・ 「九条の会」に加藤がみずからかわり、それに託したのは、かつてそのようなもの（星董派。君島注）だった「知識階級」をそのようでないものに変え、そして広げてゆき、「知識人」を「孤立した少数の例外的」存在でなくすることだったのではないか。「人民の「中で闘ふ」ことは、場合によってはそのときどきの「大衆」に抗して闘うことをも意味するだろう」樋口陽一『加藤周一と丸山眞男』50-51 頁

6 加藤周一の日本論

- ・ 「戦争と知識人」（1959 年）

「日本」を超えるどんな価値概念も真理概念もなかった知識人。「その戦争のもっとも正義人道に適わず、現代史の流れに逆らう暴挙である所以を、見破って譲らなかつた知識人は、国家を超える価値概念をもっていた」。キリスト教とマルクス主義。
- ・ 全体的視野が弱く、部分への執着が強い日本思想の特徴

「まず世界の全体が成立し、その中に部分としての各国（たとえば日本！）が位置づけられるのではない」「ここ」から世界の全体を見るのであって、世界秩序の全体からその一部分＝日本＝「ここ」を見るのではない。』『日本文化における時間と空間』236 頁

現在主義＋共同体集団主義＝「今＝ここ」の文化

現在の日本社会を超越する価値観の不在ないし希薄、世界全体への関心の欠如

日本思想の此岸性。彼岸性の弱さ。

7 加藤周一の日本論を参考にしつつ、平和主義をとらえる試論

- ・ 日本国憲法 9 条から出発して世界を見る日本人の傾向。いかにも日本的なその問題点。
- ・ 世界秩序の全体から日本国憲法 9 条を見る平和主義論へ。

世界全体の構造（空間）とプロセス（時間）を重視する平和主義論。

「六面体としての憲法 9 条」

「世界の憲法平和条項の歴史の中の日本国憲法 9 条」

「9 条の長期的・漸進的な実現過程。漸進的平和主義としての 9 条」

参考文献

- 鷲巣力編『加藤周一が書いた加藤周一』（平凡社、2009 年）
鷲巣力『加藤周一を読む—「理」の人にして「情」の人』（岩波書店、2011 年）
鷲巣力『「加藤周一」という生き方』（筑摩書房、2012 年）
鷲巣力『加藤周一はいかにして「加藤周一」となったか—『羊の歌』を読みなおす』（岩波書店、2018 年）
大南正瑛／加藤周一『わだつみ不戦の誓い』（岩波ブックレット、1994 年）
加藤周一『加藤周一最終講義』（かもがわ出版、2013 年） 加藤周一『言葉と戦車』（筑摩書房、1969 年）
『加藤周一著作集 7 近代日本の文明史的位置』『同 4、5 日本文学史序説 上下』（平凡社、1979-1980 年）
加藤周一『日本文化における時間と空間』（岩波書店、2007 年） 加藤周一『9 条と日中韓』（かもがわブックレット、2005 年）
福岡ユネスコ協会『日本を問い続けて—加藤周一、ロナルド・ドーアの世界』（岩波書店、2004 年）
ロナルド・ドーア『「こうしよう」と言える日本』（朝日新聞社、1993 年）
加藤典洋『戦後入門』（ちくま新書、2015 年）
加藤周一／樋口陽一『時代を読む—「民族」「人権」再考』（小学館、1997 年）
樋口陽一『加藤周一と丸山眞男—日本近代の〈知〉と〈個人〉』（平凡社、2014 年）
白沙会編『私にとっての加藤周一』（かもがわ出版、2009 年）
加藤周一ほか『憲法九条、いまこそ句』（岩波ブックレット、2004 年）
君島彦彦「六面体としての憲法 9 条—憲法平和主義と世界秩序の 70 年」全国憲法研究会編『憲法問題 29』（三省堂、2018 年）
君島彦彦「日本国憲法の平和主義は日本の安全と世界の平和に貢献しているか」日本平和学会編『平和をめぐる 14 の論点——平和研究が問い続けること』（法律文化社、2018 年）
-

全国憲法研究会編

『憲法問題29』

三省堂 2018年

六面体としての憲法9条

——憲法平和主義と世界秩序の70年

君島 東彦 (立命館大学)

はじめに

1 憲法平和主義のグローバルな立体的構造的把握

本稿の課題は、憲法平和主義の70年の軌跡をトータルに検証することである。憲法平和主義をめぐる憲法動態は、国際関係・世界秩序の変動を動因とすることが多いから、本稿は国際関係・世界秩序の変動にとりわけ注意を払う。また、「平和主義」という日本語はきわめてルーズに使用されており、この概念 (concepts, conceptions) の明晰化は必須である。いずれにしても、憲法平和主義の軌跡、概念を明晰にとらえるためには、憲法学から越境して、平和研究、国際関係学の考察を参照することが必要となる。本稿は、日本国憲法の平和主義のグローバルな立体的構造的把握をめざしている。まだ論証・実証の不十分な作業仮説、ラフなスケッチでしかないが、読者のご批判を乞う次第である。

2 六面体というとらえ方

日本国憲法の平和主義をとらえるときのポイントは、その矛盾、多義性、多面性、可能性をトータルに、かつ明確に腑分けしてとらえることである。憲法9条は違った人々に違ったものとして映る。この複雑さを明確に腑分けするために、本稿は「六面体としての憲法9条」というとらえ方を提示する (図参照)。これは、かつて長谷川正安が提起した「2つの法体系」論、武藤一羊の「戦後日本国家の3つの正統化原理」という考え方、あるいは酒井直樹がいう「日本国憲法の二枚舌・三枚舌性」の認識等の示唆を受けつつ、それらを修正・補強するものとして提示する憲法9条の「解剖図」である。本稿は、ワシントン/サンフランシスコ、大日本帝国、日本の民衆、沖縄、東アジア、世界の民衆という6つの視点から9条を見て、それらの総体として9条をとらえる。このようにして初めて、9条の全体像をとらえることができると考える。ただし、6つの視点はいわば分析のための理

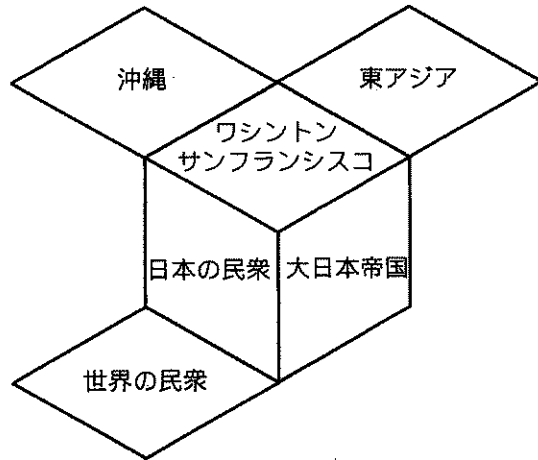


図 六面体としての憲法9条

念型であり、現実には相互に絡み合っていて判然と切り分けられるものではないともいえよう。

I ワシントン、サンフランシスコから9条を見る

1 枢軸国の占領改革・非軍事化

戦後世界秩序はやはりボックス・アメリカーナ——米国を覇権国とする世界秩序——として見る事ができるであろう。このボックス・アメリカーナの価値的基礎は第2次世界大戦の前後に主として米英によって定礎されている。すなわち、ルーズヴェルト米大統領のいう「4つの自由」(1941年1月)、ルーズヴェルト米大統領とチャーチル英首相によって調印された大西洋憲章(1941年8月)等が、米国参戦以前に、戦後世界秩序の方向性を示している。この方向性は、戦後の国連憲章(1945年6月)、世界人権宣言(1948年12月)につながっていく。

憲法9条を見るうえで重要なのは、大西洋憲章第8項である。そこには、「広汎かつ恒久的な一般的安全保障制度が確立されるまでは、侵略の脅威を与える諸国が陸、海、空の軍備の使用を続けるかぎり、将来の平和は実現不可能であるので、それらの諸国の武装解除は必要不可欠である」という文章が含まれている。ここで「侵略の脅威を与える諸国」は枢軸国を指している。これが憲法9条2項の1つの起源といえよう。

9条2項は、連合国による枢軸国の武装解除である。アジア太平洋戦争

という侵略的な武力行使をした日本の武力を全面的に否定するということである。その意味では、憲法9条には懲罰の意味が含まれているといえる。1945-46年の時点で、世界平和の課題は枢軸国の非軍事化・民主化であり、これは連合国による枢軸国の占領改革等によって追求された。占領改革の中で、憲法改革は不可避であり、日独伊のいずれにおいても、非軍事化条項＝平和条項——日本の9条、イタリアの11条、西ドイツの26条——を含む新憲法が制定された。9条の起源は、連合国軍総司令部による憲法改革の基本方針というべきマッカーサー・ノートの第2項であるが、これがどこから来たかについては研究者の間で見解の相違があり、この問題はまだ決着が着いていない。

2 「サンフランシスコの平和」＝西側同盟への組み込み

1947-48年の時期に、冷戦の開始＝連合国の分裂・対立によって、連合国と枢軸国の関係は変わった。ボックス・アメリカーナの中で、枢軸国の位置づけが変わったのである。朝鮮戦争の只中、1951年9月にサンフランシスコで調印された連合国——ソ連、中国等は含まれていない——と日本との平和条約および日米安全保障条約がその後の基本的な枠組みをつくった。武装解除された日本の安全は国連によるという想定が変わり、日本の安全は日米安全保障条約＝米軍の日本駐留によることになり、またソ連と対決する西側同盟を補完するために日本再軍備が追求された。

他方で、枢軸国を占領統治するために駐留した米軍は、枢軸国の占領統治終了後も——イタリアから一時撤退した時期があるが——基本的にはそのまま駐留を続けた。それゆえ、日本、ドイツ、イタリアには多くの米軍基地が存在し続けている。枢軸国に駐留する米軍は、旧敵国を封じ込め、さらにソ連を封じ込める「二重の封じ込め」の役割を果たしたといわれる。駐留米軍の9条適合性は、砂川事件最高裁判決等で支えられてきた。

米国は憲法9条改正による日本再軍備を追求したが、日本国民の抵抗ゆえにそれは実現せず、9条改正なしの——憲法9条解釈変更による——日本再軍備が進行した。日本の保守政治家も、米国からの軍事的役割分担要求に対抗する武器として、憲法9条を活用していた。

3 冷戦後の憲法平和主義——ボックス・アメリカーナ黄昏期の日本

米ソ冷戦の文脈の中で、相対的に安定的に運用されていた日米安保体制は、冷戦後、激しく変化し続けている。冷戦後、グローバル・ガバナンス

において日本の経済力に見合った国際貢献・役割分担を求める声が高まり、もともと海外派遣を想定していない自衛隊を海外に派遣する決断がなされた（国連PKO、後方地域支援等）。

2000年から、ワシントンDCのシンクタンクの報告書が自衛隊の集団的自衛権行使解禁を含む政策提言を出し続けており、それが日本の安全保障政策に影響を与えてきた。2012年8月に発表されたアーミテージ・ナイ報告書は「集団的自衛権行使については解釈改憲がよい、明文改憲は求めない」と述べていた。集団的自衛権の限定的行使容認を含めて、自衛隊の活動範囲を拡大した2015年の安保法成立は、ワシントンDCの意向に沿っているであろう。少し前からボックス・アメリカナは衰退期・黄昏期に入っているが、トランプ政権は国際協調主義、多国間主義を軽視することで、衰退を加速させる可能性がある。

これに関連して、安倍政権の「国際協調主義に基づく積極的平和主義」に触れておきたい。安倍政権は2013年12月17日に閣議決定した国家安全保障戦略において「国際協調主義に基づく積極的平和主義」を日本の安全保障の基本理念として打ち出している。この「積極的平和主義」の理念は、日本国憲法の平和主義から導き出されたのではなく、冷戦後、湾岸戦争後の自民党および外務省の議論に由来することに留意すべきである。これはボックス・アメリカナ黄昏期に、米国の力の不足を自衛隊の更なる活用によって補完しようとするもので、むしろ憲法9条改正を準備する方向性を持っているのである。

II 大日本帝国から9条を見る

1 ボックス・アメリカナにおける天皇制と9条

戦後日本の保守政治家は、大日本帝国の価値観を密かに温存しつつ、ボックス・アメリカナに組み込まれた。昭和天皇もボックス・アメリカナに組み込まれることで、生き延びた。彼らにとっては、日本軍/日本軍国主義を解体する9条は「天皇制と彼らの政府」をまもるための「避雷針」として理解されたであろう。天皇制ではなくて日本軍が犠牲となったのである。マッカーサー・ノートの第1項（天皇制の存続）と第2項（戦争および戦力の放棄）は密接に結びついている。1946年2月、日本国憲法の草案、いわゆるマッカーサー草案を提示された幣原内閣が、はじめは抵抗しつつも、最終的にそれを受け入れたのは「皇室のご安泰」のためである。むしろ昭和天皇自身の方が、いわゆる松本案の保守性・不十分さを認識し

ており、マッカーサー草案を評価していた。

たしかに天皇制の護持と9条は関係があるのであるが、米国政府はかなり早い段階で戦後の天皇制の存続を判断していたとする解釈がある。加藤哲郎によれば、1942年6月の米国陸軍省の文書がすでに「天皇を軍部から切り離し、平和の象徴として利用する」という戦略を提案している。早くもこの時期から戦後日本の象徴天皇制を構想していたグループが米国政府内にいた可能性がある。また、ハーバード大学の少壮学者であったエドウィン・ライジャワーが1942年9月に陸軍省に内密に送った「対日政策に関する覚書」は、「戦争終結の後の思想戦のために、天皇を貴重な同盟者あるいは傀儡として使用可能な状態に温存する」ことの重要性を訴えている。戦争終結後に天皇を同盟者あるいは傀儡として使うためには、戦争責任が天皇に及ぶことを回避しなければならないであろう。それはまさにマッカーサーが行なったことであった。

2 戦後日本の「ポストコロニアル状況」

日本国憲法は「ポストウォー（戦後）」の憲法であると同時に「ポストコロニアル（植民地以後）」の憲法である。しかし、日本国憲法のポストウォーの憲法としての性格が強く自覚されてきたのと対照的に、日本国憲法のポストコロニアル性はあまり意識されてこなかった。大日本帝国は、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言等で、敗戦に付随して他律的に脱植民地化したゆえに、戦後日本において植民地主義の克服は弱い。連合国が日本の戦争犯罪を裁いた東京裁判においても、戦争責任は問われたが、植民地責任は問われていない。サンフランシスコ平和条約においても、植民地責任の追及は微弱である。

戦後日本における植民地主義の残存＝ポストコロニアル状況をもっとも端的に示しているのは、在日コリアンの地位と彼らの権利保障の不十分さであろう。彼らは1952年、サンフランシスコ平和条約の発効にともなう日本政府の通達によって、日本国籍を剥奪された。彼らはいまでも日本国籍（citizenship）、選挙権を持っていない。彼らは「国民主権」から排除されている。これも大日本帝国の脱植民地化の不十分さを示しているよう。

3 「帝国意識」の現段階

戦後日本のポストコロニアル状況については、酒井直樹の分析が鋭い。酒井によれば、敗戦後日本は、ボックス・アメリカナに組み込まれて、

米国の世界支配の「下請けの帝国」となった。戦後日本は米国との関係においては従属的な地位にあるが、旧植民地（朝鮮半島等）への優越感・差別意識を保持し続けて、帝国意識を残存させてきた。

しかしながら、ボックス・アメリカーナの衰退期・黄昏期を迎え、東アジアのパワーシフト（日中の国力の逆転、他のアジア諸国の台頭）が起きているいま、帝国意識と現実とのズレは顕著になっており、この帝国意識は「ひきこもり」（現実逃避の自己賛美）と「排外主義」（ヘイトスピーチ）に向かっている。そして、この残存する帝国意識が、現在の嫌韓感情、北朝鮮脅威論、中国脅威論に接続しており、「安全保障環境の変化」を理由とする現在の日本の軍事化、9条改憲論を支えているといえる。

Ⅲ 日本の民衆から9条を見る

1 軍国主義からの解放としての9条

日本国憲法9条は、軍国主義から日本の民衆を解放した。韓国の民主化運動が軍事独裁政権を倒した事例とは異なり、日本の民衆運動が軍国主義を倒したのではなく、帝国陸海軍の軍事的敗北によって民衆が軍国主義から解放されたのである。憲法9条につながる反戦・軍縮・平和の思想と実践は、戦前の日本にあったけれども、その思想と実践が直接に9条を成立させたというよりも、敗戦が9条を成立させたというべきである。

2 日本の民衆・憲法研究者による9条の内面化

しかし、日本の民衆は、憲法9条改正への反対、駐留米軍および自衛隊の9条適合性を争う憲法訴訟等のプラクティスによって、憲法9条を主体的につかみ取り、自らのものとして内面化していった。戦後日本の憲法研究者は、1791年フランス憲法以来の憲法平和条項の歴史、カント平和論、1920年代米国の「戦争非合法化」論、1928年パリ不戦条約（ケロッグ・ブリアン条約）、戦争違法化の潮流、そして近代日本の平和思想・平和運動の歴史の中に憲法9条を位置づけた。そして、9条をめぐる数多くの憲法訴訟を理論的に支えた。彼らはまた、日本国憲法前文の平和的生存権の考え方に注目し、世界に先駆けて「人権としての平和」を打ち出した。

このような9条と前文の理解は、日本国憲法が制定されたときにすでに自覚されていたわけではなく、戦後日本の民衆、憲法研究者が徐々に獲得したものである。これら70年にわたる日本の民衆と憲法研究者のプラクティスこそが最も重要である。戦後日本の民衆、憲法研究者によってつか

み取られた憲法9条は、もはや連合国による枢軸国の武装解除の規定あるいは天皇制を護持するための避雷針ではなくて、武力によらずに平和をつくることをめざす規定としてつくり直されている。小熊英二の言葉を借りるならば、「戦後日本において……原著者の意図をこえた読みを施されていったテキストの代表例は、日本国憲法であった。アメリカから与えられた憲法が、アメリカの冷戦戦略に対抗し、日本のナショナリズムを表現するための媒体となっていったのである」。小熊は、「九条ナショナリズム」という言い方をしている。

3 平和問題が憲法問題となった——そのプラスとマイナス

戦後日本の平和運動・平和研究・平和教育は、9条という憲法規範を持ったことの圧倒的な影響を受けた。9条という憲法規範は、附随的違憲審査制と相まって、民衆のイニシアティブで日本の軍事化を批判する最大の拠り所となった。9条があるゆえに、戦後日本においては、平和問題は憲法問題となったし、平和運動も憲法訴訟や護憲運動のかたちをとることが多かった。しかし、これにはマイナス面もある。戦後日本では、平和問題がもつぱら憲法論（解釈論、改正論、擁護論）になってしまい、日米安保体制にとって代わる平和・安全保障の構想や政策を打ち出して、民衆がそれを実現していくことが不十分であった。また、世界各地の紛争や人道的危機に対する日本の国際平和協力も、自衛隊を派遣すべきか／派遣すべきでないかという議論に傾斜していき、自衛隊を派遣しなければそれだけで平和に近づくかのような錯覚が生じた。戦争を克服し、平和をつくるわれわれの課題にとって、憲法規範はもちろん重要であるが、戦争克服・平和創造のアジェンダは憲法規範を超える広大な領域に及ぶのである。憲法9条は「包括的な平和政策パッケージのコア」というべきものであり、「包括的な平和政策パッケージ」が提示される必要があるのである。

Ⅳ 沖縄から9条を見る

1 9条、天皇制、駐沖米軍の相互関係

マッカーサーにとって、憲法9条と沖縄の米軍基地はセットであった。憲法施行1か月後の1947年6月、マッカーサーは「沖縄に米国の空軍を置くことは日本にとって重大な意義があり、明らかに日本の安全に対する保障となる」と述べている。沖縄の米軍基地の存在ゆえに憲法9条が可能になったという面がある。また、昭和天皇は、1947年9月、宮内庁御

用掛、寺崎英成を通じて、連合軍最高司令官政治顧問であるウィリアム・J・シーボルトに、日本をまもるために米軍の沖縄長期占領を望むという、いわゆる「沖縄メッセージ」を伝えた。このような事情をみると、天皇制、9条、沖縄の駐留米軍は相互に結びついている。

2 平和を希求し続ける沖縄——憲法から国際人権法へ？

沖縄は1945年3月末から米軍の統治下に入り、1946年11月3日公布・1947年5月3日施行の日本国憲法は適用されなかった。また、1952年4月28日に発効したサンフランシスコ平和条約第3条によって沖縄は本土から切り離されて、米軍による統治が続いた。日本国憲法9条が適用されなかった沖縄には、しかし、非戦論の平和思想の伝統があり、また阿波根昌鴻に代表される非暴力の抵抗運動の経験があった。

暴力的な米軍の占領統治に悩まされた沖縄の人々は「平和憲法への復帰」を希求した。しかし本土復帰後、日本国憲法が適用されたあとも、さらには冷戦後においてもなお、沖縄の米軍基地は減らなかった。1995年9月、米兵による少女強姦事件を契機として、沖縄県民の反基地感情の高まりの中、大田昌秀知事は米軍用地強制使用のための代理署名を拒否した。これが、沖縄県知事と日本政府との間の一大行政訴訟、職務執行命令訴訟になっていった。この訴訟において、大田知事は、沖縄に米軍基地が不平等に、過度に集中していることに伴う沖縄県民の財産権・平和的生存権侵害を訴えたが、最終的に最高裁も、米軍基地のための土地の強制使用は合憲と判断した。この訴訟は沖縄の人々に「日本国憲法の平和主義は沖縄に平和をもたらさない」というメッセージを送ったであろう。

この訴訟のあと、沖縄の人々は日本国憲法よりも国際人権法、国際人権機関を通じて、米軍基地／日米安保体制がもたらす人権侵害、自決権の侵害を克服する方向性を追求しているように思われる。また、米軍基地県外移設論や琉球独立論のような日本国憲法の平和主義とは異なる平和の希求のかたちも存在している。

V 東アジアから9条を見る

1 東アジアの人々の安全保障の規定としての9条

日本国憲法9条は日本の安全保障の規定ではなかった。9条は「日本国主義の脅威に対する安全保障」の規定であり、連合国の安全保障の規定、大日本帝国の侵略戦争によって被害を受けた東アジアの民衆の安全保障の

規定であった。日本の安全保障は国連によるというのが日本国憲法の原意である。しかし、冷戦ゆえに国連による安全保障が期待できなくなった時点から、日本の非武装ではなくて再軍備が求められ、「9条は、自衛のための必要最小限度の実力の保持、自衛のための武力行使を禁ずるものではない」という憲法解釈が生まれた。この時点から、9条は日本の安全保障の規定に変容したといえよう。そして、前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」するという日本国憲法の本来の安全保障観は後景にしりぞいていった。

対アジアの侵略戦争とのかかわりで、日本国憲法9条を最も早い時期に最も深いところでとらえたのは日高六郎である。日高は、1946年3月7日に新聞紙上で発表された「憲法改正草案要綱」を読んだときのことを振り返って、次のように書いている。

「……私は、アジア全域の戦禍と虐殺を経験した民衆が、どのように日本国憲法を読み、第九条を理解するであろうかを考えた。彼らにとっては、第九条は、日本が再度、残虐な武力行使、独善的な政治行動、人権侵害の差別行為をしないことの国際的な保障でなければならなかったはずである。……第九条に懲罰の意味がふくめられていることは、彼らにとっては当然のことであった。……私たちにとって不可欠なとみは、十五年戦争を思い出し、記憶にきざみつけること。歴史として残すこと。反省の感情と人間としての倫理感を結びつけること。そのことができないで、『第九条』の世界的先駆性を語るのは、恥ずかしい……。」

2 「ドーナツ型の代替軍国主義」という見方

冷戦期、自衛隊は存在したが、憲法9条は維持された。憲法9条が維持されたのは、日本国内の政治（護憲野党の存在、保守政治家の9条利用）、平和運動、憲法研究者の努力等々のさまざまな要因によるであろうが、東アジア国際関係の構造も無視できない。韓国の研究者、権赫泰は、冷戦期に韓国、台湾、沖縄等が軍事的対峙の最前線の役割を果たしたからこそ、日本本土は軽武装ですみ、9条を維持できたのだという「構造的連関」を重視する。

この「構造的連関」については、すでに坂本義和の鋭い分析があった。冷戦期、日本本土の相対的軽武装と周辺諸国の軍事化はセットであり、軍事化された周辺諸国を日本の経済援助が支えるという、「いわばドーナツ型の代替軍国主義の構造」があったと坂本は指摘していた。「戦後日本

の平和」を、東アジア国際関係の中で凝視するこれらの指摘は重要である。

3 東アジアにおける共通の安全保障

日本国憲法の安全保障構想は、先述したように前文に示されており、それは共通の安全保障あるいは安全保障共同体をめざす方向性といえる。われわれにとっては、どんなに困難で時間がかかろうとも、東アジアの共通の安全保障の枠組みをめざす以外の道はないであろう。政府間関係が停滞している場合、市民社会/NGOのイニシアティブが重要である。その一例として、東北アジア全域からNGOの代表が集まるプロジェクト、「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」(Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict, GPPAC)の挑戦を挙げておきたい。ほぼ毎年開催されるGPPACの会議において、日本国憲法9条の意義がたえず確認されている。この地域にトランスナショナルな市民社会をつくる努力が共通の安全保障につながっていくであろう。

VI 世界の民衆から9条を見る

1 <地球市民社会/NGO>と<平和のための法規範>の相互影響

日本国憲法9条1項の1つの起源としてパリ不戦条約(ケロッグ・ブリアン条約、1928年)があるということはしばしば指摘される。ここで見落とすべきでないのは、ケロッグ・ブリアン条約を成立させた原動力の1つとして1920年代米国の「戦争非合法化」運動という平和運動があったということである。他方で、1999年5月にオランダ・ハーグで開催されたハーグ平和アピール市民社会会議以来、世界の平和運動/平和NGOが9条を引用することが多くなった。このつながりは興味深い。つまり、米国の「戦争非合法化」運動→ケロッグ・ブリアン条約→憲法9条1項→ハーグ平和アピールというつながりが見られるのである。ここには、<地球市民社会/NGO>と<平和のための法規範>との相互影響関係がある。

2 次の世界秩序を準備する9条

先述したように、憲法9条がいわゆるマッカーサー・ノート第2項に由来することはよく知られている。ここでは、マッカーサー・ノート第2項の“war as a sovereign right of the nation”という表現に着目したい。この言葉はそのまま9条1項に受け継がれ、“The Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation”となった。日本国民は、

“war as a sovereign right of the nation,”「国家の主権的権利としての戦争」を放棄したのである。つまり、9条とは「軍事的主権の自己制約」ということである。ここから2つの方向性が出てくる。

主権国家にとって武力による自衛権行使は正当化条件をみだすかぎり選択肢の1つである。9条による制約は「苛酷」なものであるから、9条を改正して「普通の国」になりたいという欲求が出てくるのは不思議ではない。9条を改正して、軍隊と交戦権を回復すると、昔の主権国家にもどる。

それに対して、軍事的主権を自己制約している半主権国家の状態を前向きにとらえて、武力に依存しないNGOとともに、近代主権国家システムの次の世界秩序——国家の軍事力がより規制され、国際協調主義がより進展する世界秩序——を追求する方向性がある。この点で、9条と世界のNGOとの「同盟・共闘関係」が成立する。

70年間の9条の歴史、われわれの経験は、人類史の過渡期の特徴・経験を示すものであったであろう。近代主権国家システムと次の世界秩序——それはまだ曖昧である——との間で、どちらに行くのか——主権国家にもどるのか、次の世界をめざすのか——過渡的・両義的な時代経験であった。主権国家システムの次の世界へ行くこととしているのは世界のNGOであり、9条の方向性と共鳴するのである。そのような意味で、日本国憲法9条は世界の民衆とともにあるといえる。日本国憲法9条は日本の最高法規であるが、9条の思想は人類のものである。

おわりに

1 平和主義概念の明晰化

日本国憲法の平和主義という言葉はこれまで自覚的な定義づけなしに使われてきた。それが何を意味するのか、明晰化しておく必要がある。まず戦争と平和に関する思想の類型論を参照することから始めるが、これについては英国の政治学者、マーティン・キーデル(Martin Ceadel)の類型論がもっとも精緻で、参考になる。

キーデルは、もっとも戦争肯定の立場からもうとも戦争否定の立場にいたるスペクトラムに、軍国主義(militarism)、介入主義(crusading)、防衛主義(defencism)、漸進的平和主義(pacifism)、絶対平和主義(pacifism)の5つの立場を位置づける。ここでは、2つの平和主義の峻別に焦点を当てたい。

キーデルの類型論のポイント・価値の1つは、絶対平和主義(pacifism)

と漸進的平和主義 (pacifism) を区別して析出したことであろう。絶対平和主義はいまただちに一切の軍事力の保持と行使を認めない立場である。漸進的平和主義は、長期的な目標として戦争と軍事力の廃絶をあきらめないが、暫定的には防衛のための軍事力の保持と行使を容認する立場である。歴史的にみて平和主義というと、これらの両方の潮流、考え方が未分離のまま、相互補完的に存在していて、絶対平和主義ではなくて漸進的平和主義の方が主流といえるのであるが、キーデル以前にはこのダイナミック스가自覚されていなかったといえる。本稿は pacifism に漸進的平和主義という日本語訳を当てる。なぜならば、pacifism は、長期的な視点に立って、制度改革、国際秩序の変革を重視して、漸進的に戦争の廃絶を実現しようとするからである。

2 ダイナミックなプロセスとしての憲法平和主義

戦後日本の平和主義の内容を精査してみると、絶対平和主義と漸進的平和主義の両方の立場が存在していたと思われる。日本国憲法9条の原意は、一切の軍事力の保持と行使を認めない、いわば絶対平和主義的な立場であったと思われるが、冷戦期に国連による安全保障が期待できず、自衛隊が存在するようになった時点から、漸進的平和主義の立場もあらわれた。内閣法制局の9条解釈は、憲法研究者や革新政党の自衛隊違憲論＝絶対平和主義との緊張関係の中で模索された「努力」の結果であった。戦後日本においては、絶対平和主義と漸進的平和主義の両方が相互補完的に共存していたというべきであろう。

絶対平和主義と違って、漸進的平和主義には、長期的視点という時間軸が導入されている。漸進的平和主義は、軍事力と戦争の克服をめざすわれわれの積極的な行動を必要とするダイナミックなプロセスであり、軍事力と戦争の廃絶を、国際秩序の変革を通じて接近していく目標として位置づけるところに特徴がある。

日本国憲法の平和主義が絶対平和主義に加えて漸進的平和主義の要素を持っているとすると、軍事力と戦争の廃絶を志向する国際秩序をつくっていくわれわれの行動が決定的に重要になる。また同時に、長期的な脱軍事化を志向する漸進的平和主義の立場からみると、われわれは9条の規範と自衛隊の現実との矛盾に耐え続けることが求められる。9条は、日本政府に対して、自衛隊の存在と行動の合憲性・正当性を説明する説明責任を課している。9条の規範と自衛隊の現実との矛盾がどれほど大きくなるうと

も、この説明責任を課する規定としての9条2項の意義が減ずることはないのである。

〈参考文献〉

- 阿部浩己 (2015) 「人権の国際的保障が変える沖縄」 島袋純・阿部浩己編『沖縄が問う日本の安全保障』岩波書店
- 小熊英二 (2002) 『〈民主〉と〈愛国〉——戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社
- 加藤哲郎 (2005) 『象徴天皇制の起源——アメリカの心理戦「日本計画」』平凡社新書
- 君島東彦 (2017) 「六面体としての憲法9条・再論——70年の経験を人類史の中に位置づける」 立命館平和研究18号1-12頁
- 古関彰一 (2002) 『「平和国家」日本の再検討』岩波書店
- 小松寛 (2015) 「戦後沖縄と平和憲法」 島袋純・阿部浩己編『沖縄が問う日本の安全保障』岩波書店
- 権藤泰 (2016) 『平和なき「平和主義」——戦後日本の思想と運動』法政大学出版局
- 酒井哲哉 (1991) 「「九条＝安保体制」の終焉——戦後日本外交と政党政治」 国際問題372号32-45頁
- 酒井直樹 (2008) 『希望と憲法——日本国憲法の発話主体と応答』以文社
- 酒井直樹 (2017) 『ひきこもりの国民主義』岩波書店
- 坂本義和 (1990) 「世界における日本の役割」『地球時代の国際政治』岩波書店
- 豊下梢彦 (2015) 『昭和天皇の戦後日本——〈憲法・安保体制〉にいたる道』岩波書店
- 長谷川正安 (1960) 「安保闘争と憲法の諸問題」 法律時報32巻11号 (9月号) 46-52頁
- 日高六郎 (2010) 『私の憲法体験』筑摩書房
- 武藤一羊 (2016) 『戦後レジームと憲法平和主義』れんが書房新社
- 李京柱 (2017) 『アジアの中の日本国憲法——日韓関係と改憲論』勁草書房
- Ceadel, Martin (1987) *Thinking about Peace and War*, Oxford University Press
- Ceadel, Martin (2010) *Pacifism versus Pacificism*, in Nigel J. Young (ed.), *The Oxford International Encyclopedia of Peace Volume 3*, Oxford University Press, pp. 323-325
- Hathaway, Oona A. and Scott J. Shapiro (2017) *The Internationalists: How a Radical Plan to Outlaw War Remade the World*, Simon & Schuster

紙幅の制約のため、個々の引用注をつけることを割愛した。参考文献に挙げた拙稿で、一部を補っていただけると幸いである。読者諸賢のご海容をお願い申し上げる次第である。

(きみじま・あきひこ)

日本平和学会 編

『 平和をめぐる14の論点 』

法律文化社 2018年

論点 13 憲法

日本国憲法の平和主義は日本の安全と世界の平和に貢献しているか

君島 東彦

憲法と平和・安全保障との関係は、世界のどの国家においても大きな問題であるが、戦後日本は日本国憲法9条というラディカルな憲法平和条項を持ち、それが日本の内政・外交に決定的な影響を与えたから、戦後日本においては平和・安全保障問題はただちに憲法問題となった。戦後日本の平和・安全保障政策の議論はある意味では過度に憲法論（解釈論、護憲論、改憲論）に傾斜したともいえる。しかし、もともと憲法には国際関係に関する条項、戦争と平和に関する条項が含まれているのであるから、平和研究にとって憲法平和主義、憲法平和条項についての考察は必要不可欠な領域というべきであり、平和研究にとって多くの論点を提起している。

1 日本国憲法の平和主義は外発的・他律的なものか、内発性・自律性はないのか

(1) 憲法9条と世界秩序・東アジア地域秩序との関係

日本国憲法は第二次世界大戦後の世界秩序構築の一環として成立した。1945-46年における世界平和の課題は、枢軸国の軍事力をいかに抑え込むかということであった。日本国憲法は、第一に、連合国に無条件降伏した枢軸国の占領改革・国内秩序改革の一環であり、第二に1946年という米ソ対立が前景化する前の占領初期に成立したという特徴を持っている。

日本国憲法の平和主義は、前文第2段落（日本の安全保障のあり方、国際社会への日本国民の積極的関与、平和的生存権の確認）と9条（戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認）に規定されている。その「原意」は、不戦条約（ケロッグ・ブリアン条約）

に違反して侵略戦争を行った日本を非軍事化することであり、日本軍を否定して（「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」）、日本の安全保障は国連に委ねる（「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」）とするものであった。

日本国憲法の平和主義について考えるとき、前文と9条がセットになっているということは何度でも強調しなければならない。9条の「武力不行使」「戦力不保持」は前文に規定された「国連による日本の安全保障」とセットになっている。踏み込んでいえば、9条論と世界秩序論・東アジア地域秩序論はつねに連動しているということである。日本国憲法制定時、日本国憲法が規定するような日本のあり方が、東アジアの平和的秩序に寄与する、あるいは東アジア平和秩序の基礎であるという認識があったであろう。9条と世界秩序、東アジア地域秩序との関係をどう見るかは、つねにひとつの論点である。

(2) 憲法9条成立の文脈

憲法9条というラディカルな平和条項、徹底した平和主義は何故に成立したのか、ということはずねに論点であった。これについては、国際政治的文脈が決定的に重要である。

戦後世界秩序の構築は、連合諸国と枢軸諸国との間で行われた戦争、占領改革、講和によるグローバルな秩序構築であった。1941年の大西洋憲章、1942年の連合国共同宣言、そしてカイロ会談、ヤルタ会談、サンフランシスコ会議（国連憲章署名）、ポツダム会談を経て、国連憲章発効に至る流れの中で、日独伊を中心とする枢軸諸国の武装解除・占領改革・憲法改革が行われて、新憲法が制定された。それらの新憲法において平和条項（日本の9条、イタリアの11条、西ドイツの26条等）は必要不可欠の条項であった。日本国憲法9条はドイツ、イタリアの憲法平和条項とパラレルに見る必要がある。また、ニュルンベルク裁判、東京裁判も、戦後世界秩序構築の重要な一環である。

日本国憲法9条成立には2つの文脈があるだろう。ひとつは、1928年不戦条約（ケロッグ・ブリアン条約）から1945年国連憲章2条4項へ至る「戦争放棄・武力不行使原則」の流れ、もうひとつは、1941年大西洋憲章第8項（戦後世界

秩序にとって枢軸国の武装解除は必要不可欠である）から1945年ポツダム宣言第9項（日本軍の武装解除）に至る「日本軍否定」の流れ。これら2つの流れが、1946年2月3日のいわゆるマッカーサー・ノート第2項に流れ込み、これが日本国憲法9条になったと見ることができる。

もうひとつ重要なことは、1946年から47年にかけてドイツの各州で制定された州憲法の平和条項と対比することで明らかになる日本国憲法9条成立のタイミングである。日独のような枢軸国の武装解除、非武装化は基本的な流れ、既定路線であり、1946年から1947年前半にかけて制定されたドイツの州憲法は武力不保持の条項（戦争準備行為は違憲であるとする条項）を持っていた（宮本1988）。しかしながら、1947年後半以降に制定されたドイツ州憲法では武力不保持条項がなくなってくる。もちろんこれはこの時期に米ソ対立が顕在化してくることに関係がある。日本国憲法は、米ソ対立がまだ前景化する前の1946年11月3日に公布された。憲法9条というラディカルな平和条項は、米ソ協調が可能な国連を前提とするものであったというべきであろう。

もうひとつ、1946年に日本国憲法9条の徹底した平和主義を可能にしたものとして、沖縄の米軍基地がある。9条を構想したマッカーサーは、沖縄の米軍基地があれば日本本土に軍隊を維持せずに日本の安全を確保することができるということを9条成立後に述べており、マッカーサーにとって沖縄の基地と憲法9条はセットであったことがわかる（古関2013:20）。憲法9条と駐留米軍との関係は、のちに日本本土でも問題となるが、1946年の時点で憲法9条を支えたものとして沖縄の米軍基地があったということは留意すべきであろう。

(3) 日本国憲法の平和主義の外発性・他律性と内発性・自律性

日本国憲法の平和主義については、その内発性・自律性と外発性・他律性が一貫して論点となってきた。9条の直接的起源、成立過程を見るならば、連合国から枢軸国へ向かうベクトルが基本的なものであり、マッカーサーの役割が決定的であった。最大の争点・論点は、マッカーサーが憲法起草の基本原則、いわゆるマッカーサー・ノートを述べた1946年2月3日の少し前、1月24日にマッカーサーと懇談した幣原喜重郎首相がマッカーサーにどのような影響を与

えたのかという点である。この点については研究者の間で見解の鋭い対立がある。マッカーサーは1950年以降、9条は幣原喜重郎の発案であったという発言をするようになり、この発言をどう評価するか——文字通りに受け取れるのかどうか、事後的な「責任転嫁」ではないのか——が依然として論点であり続けている（深瀬 1987: 137; 古関 2017: 143）。9条につながる軍縮平和思想、あるいは小日本主義の思想が戦前の日本にあったことは事実であるが（山室 2007）、それらの思想の持ち主が直接に9条を起草したわけではなく、9条に先行する日本の思想的系譜は戦後徐々に発見されていったといえよう。

日本国憲法9条の直接的起源についていえば、外発的・他律的であったであろうが、それを受け取った日本の民衆はそれを「抱きしめた」。9条は、日本軍国主義からアジアの民衆のみならず日本の民衆をも解放した。1950年以降、米国政府および日本の保守派が9条を改正しようとしたとき、日本の民衆はそれに抵抗して、9条を自分のものとしてつかみとり、9条を「内面化」していった。日本の民衆はなぜそのような行動——9条の内面化——をとったのか。日本の民衆のそのような行動の背景のひとつとして、彼らの戦争体験があると思われる。アジア太平洋戦争の前半において戦場は中国大陸であり、日本の民衆の戦争体験はまだ間接的であるが、アジア太平洋戦争の後半となると日本全体が米軍の空襲にさらされ、最後には沖縄戦と被爆体験となった。日本史上未曾有の敗戦体験および占領体験は、厭戦・反戦の世論をつくりだし、9条改正反対の世論をつくりだすひとつの要因となったであろう。日本の民衆の戦争体験は、日本国憲法の平和主義を持続させた「遅れてきた内発性・自律性」といえるかもしれない。同時に留意すべきは、9条を支えた日本の民衆の戦争体験は主として「被害体験」であって、アジアの人々への「加害体験」が自覚されるようになるのは、1980年代以降のことだという点である。

(4) 9条の内面化としての憲法訴訟

日本の民衆はさまざまな方法で憲法9条を内面化していったが、そのひとつの方法は憲法訴訟の提起であった。日本の違憲審査制は、憲法裁判所が法律の合憲性を抽象的に審査するタイプではなくて、通常の訴訟（民事訴訟、刑事訴訟、

行政訴訟）に附随して合憲性・違憲性が審査されるタイプである。このタイプの違憲審査では裁判官の裁量の余地が大きく、裁判官が国家の安全保障上の考慮を優先させて、憲法判断をしない可能性があるというマイナスがあるが、同時に、訴訟を提起するイニシアティブを持っているのは民衆の側であるというプラスがある。日本国憲法の下で、日本の民衆が主体的・自覚的に平和問題を憲法訴訟、憲法9条裁判として構成し、裁判をひとつのフォーラムとして憲法の平和主義を明らかにしていくという実践がなされてきたことの意味は大きい（内藤 2012）。他方で、裁判所の主たる任務は個々人の権利侵害の救済であり、平和・安全保障政策に関する判断は裁判所には適さない。憲法9条は司法過程よりも政治過程において力を発揮する規範であるという考え方もある（磯川 2014）。

憲法9条訴訟にはおそらく3つの側面が絡み合っていると思われる。①個人の権利侵害の救済機関としての裁判所、②憲法規範を統制する憲法保障機関としての裁判所、③国家の安全保障政策を議論するには最適とはいえない機関としての裁判所、という3つの側面である。

まず、①の側面があるため、日本の主要な憲法9条裁判において、権利侵害を説明するために、憲法前文が規定する「平和のうちに生存する権利」が発見・活用されて、その内容が豊かにされていった面がある。一般に平和・安全保障問題は政策問題であり、議会の多数決で決まる問題である。しかし日本国憲法前文において、平和は人権となった。これは革命的転換である。人権であるということはそれを持っているのは個人であり、個人を持っている人権は法律＝議会の多数決でも否定できないということを意味する。そして、人権を侵害された個人はその救済を裁判所に求めることができる。平和的生存権侵害を理由とする憲法訴訟が可能になる。われわれはこのような憲法訴訟の事例をたくさん持っている（小林 2006）。

②の側面と③の側面は緊張関係にある。これは、憲法に平和条項が含まれていて、さらに違憲審査の制度があることからくる構造的な問題である。さらに、9条の徹底した平和主義と駐留米軍・自衛隊に依存する日本の安全保障政策との矛盾は大きいから、裁判官への負荷は大きい。日本の平和・安全保障の

議論において、憲法9条訴訟が果たす適切な役割は何かに関する考察が必要となろう（城川 2014）。

日本国憲法の場合、徹底した平和主義と附随的違憲審査制がセットになっていて、平和に関する憲法訴訟が活発であるが、平和問題を憲法訴訟として構成して、裁判をフォーラムとして平和政策を追求していく動きは、米国（Lobel 2003）、ドイツ（水島 2017）、韓国（李 2017）等でも見られるところである。「憲法平和訴訟」の国際比較研究および一般理論が求められるだろう。

2 憲法9条解釈の変化は、日本の安全と世界の平和に貢献したのか（その1）——憲法9条の下での実力組織の創設と統制

(1) 「サンフランシスコの平和」

冷戦の本格化と朝鮮戦争によって世界秩序の大きな変動が起きた。冷戦ゆえに「国連による日本の安全保障」が実現しなかったため、どのように日本の安全を確保するか、日本は困難な状況に直面した。日本を占領統治した米国の政策の重点は、枢軸国の武装解除・非軍事化ではなくて、ソ連の脅威に備えるためのグローバルな米軍配備と枢軸国の再軍備となった。

米国および日本政府が、日本を西側同盟に組み込むかたちでの講和（片面講和）をめざしたのに対して、日本国内においては、米ソ対立のいずれの側にも加担しない講和（全面講和）の主張がなされたが、最終的に西側諸国との講和となった。独立後の日本の安全保障は、1951年9月にサンフランシスコで調印された2つの条約（連合国との平和条約、日米安全保障条約）によって、日米安保体制（米軍駐留と日本再軍備）の方向性が選択されたのである。冷戦が進行する中でも、1956年10月ソ連との国交は回復され、同年12月日本は国連に加盟した。

ここに至って、日本国憲法の平和主義は変化を余儀なくされる。まず、日本の安全保障のあり方として、憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」が示す方向性の追求は弱くなり、米国との安全保障体制に依存する方向へ傾斜していく。次に9条の解釈が変化する。9条の当初の理解は、ただちに一切の武力の保持と武力行使を否定する絶対平和主義的なものであったが、国連による安全保障が機能し

ない状態で、国家の政策として絶対平和主義をとることは困難であっただろう。米ソがともに日本の非武装中立を承認するのであれば、日本の非武装中立は可能であっただろう。1946年には「日本の武装解除および非軍事化に関する4カ国条約案」（米ソ英中の4カ国が日本の非武装を監視する）があり、米国外務省のジョージ・ケナンは日本の非武装中立の可能性を考えた時期があったが、米国が日本列島を米軍の基地として使用するのであれば、日本の非武装中立は不可能である。このような状態では、憲法9条を改正して再軍備するという方向性を追求する政治勢力があらわれるであろう。1955年2月の衆議院総選挙において、憲法9条改正が争点となったが、改憲派は憲法改正の発議に必要な3分の2以上の議席をとれなかった。1950年代後半、たえず憲法9条改正をねらう動きがあったが、いわゆる60年安保闘争の高揚ののち、改憲派は9条改正論を前景から引っ込めて、自衛隊法等の法律レベルで再軍備の目的を追求することになった。

(2) 憲法9条の下での実力組織の保持

1954年7月1日、陸海空自衛隊が発足した。同年12月、自衛隊の憲法9条適合性に関する政府見解が出されて、それが基本的に今日まで維持されている（その後、1992年の自衛隊の海外派遣、2014年の集団的自衛権限定的行使容認が大きな転換点となった）。

日本政府（内閣法制局）が自衛隊を憲法9条と両立させるための基本的な論理は次のようなものである（阪田 2016）。

1) 自衛隊は、外国から武力攻撃を受けた場合に、これを排除して国民を守るための必要最小限度の実力組織であるから、9条2項で持たないとされている「戦力」には当たらない。

2) したがって、自衛隊が実力を行使できるのは、我が国が武力攻撃を受けた場合に限られ、集団的自衛権などに基づいて海外で武力の行使をすることは許されない。

また、政府は、憲法の下で、自衛隊の保持し得る実力は、自衛のための必要最小限度の実力に限定されるとともに、交戦権を認められないという厳しい制

約を課せられているという意味において、通常いわれる軍隊とは、全くその性格を異にする、と国会で答弁している。日本国憲法を最高法規とする日本の法体系において、自衛隊は軍隊ではないということである。

(3) 自衛権をめぐる論点

日本政府は、憲法9条の下で実力組織を創設・保持するにあたって、国際法上の自衛権の概念に依拠した。自衛権については議論の整理が必要である。まず、①国連憲章の下で武力行使は一般的に禁止されていて(2条4項)、②国際法の平和・安全が脅かされたときは、まず安保理が行動するのであるが(第7章)、③安保理が行動しない場合、例外として、武力行使の違法性阻却事由として自衛権行使がありうる(51条)、という3段階の構成になっている。日本国憲法の平和主義(前文+9条)は、この第1段階・第2段階とセットになっている。日本国憲法は第3段階について言及するところがなく、1954年以降、政府は解釈によって第3段階を付け加えたということになる。もちろん憲法9条の下で非常に限定されたものである。

自衛権の存在、その内容については、さまざまな考え方があり、見解の幅が大きい。日本政府は、自衛のための必要最小限度の実力として自衛力を定義し、9条の下で自衛権を行使しうる要件を規定している。それに対して、憲法学説の中で有力な考え方は、たしかに日本は自衛権を保持しており自衛権を行使しうるが、憲法9条2項により戦力を保持しないのであるから、日本の保持している自衛権はいわば「武力なき自衛権」であり、日本は武力行使ではない方法で自衛権を行使しうる、という考え方である。さらに徹底した憲法学説として、憲法9条は徹底した平和主義を定めているのであって、自衛権を否定しているとみる学説がある(山内1992)。

自衛権については、自衛権の主体は何か、という論点もある。国際法上、自衛権の主体は国家であるが、政治学の学説の中には、自衛権の主体は国家ではなくて個人であると主張する学説がある(松下1975)。この考え方は、国家をアプリアリに実体化するのではなくて、個人が契約によって設立する政府、「信託としての政府」の考え方を強調するものである。この学説によれば、国家に

自衛権はないが、諸個人が持っている自己保存のための自然権=個人自衛権を政府に信託する、という理論構成をとる。この個人自衛権の考え方は、たとえば1776年ヴァージニア権利宣言第13条、すなわち常備軍は忌避されるべきであり、民兵(市民武装)が適切な国防の方法である、という近代市民革命期の安全保障観に親和的ではあろう。しかし、国内刑事法の枠組みで考える個人の正当防衛権の行使と国際社会における国家の自衛権行使とを接続させることには、法学学説からの異論がある。自衛隊の憲法9条適合性については、政府解釈のような自衛権を根拠にするものとは別に、9条を絶対平和主義とはとらえずに「穏やかな平和主義」としてとらえて、9条の下での実力組織の保持を認める考え方もある(長谷部2004)。

(4) 自衛隊違憲論の射程

1954年に自衛隊が発足し、日本政府がそれを憲法9条に違反しない自衛力として正当化したのに対して、憲法学説の多くは、自衛隊は憲法9条2項が禁止する戦力にあたり、違憲であると考えた。自衛隊違憲論をとる場合、議論はそこでは終わらない。仮に自衛隊が違憲であるとする、自衛隊をどうするのか(どのように合憲的な組織につくりかえるのか、あるいは自衛隊を解体するのか)、どのように日本の安全を確保するのか(武力によらない自衛の措置)等々の問いに答える必要が生じる。これについては、日本国憲法の平和主義の原点を活かす方向での、深瀬忠一(1998)、水島朝穂(2017)らの先駆的な政策論的研究があり、この方向の研究を進めることは依然として課題である。

日本国憲法9条が「主権的権利としての戦争」を放棄すると述べていて、軍事的な主権を自己制約している点は注意すべき点である。つまり、日本国憲法下の日本はいわば「半主権国家」なのであり、主権国家システムではない世界秩序、近代主権国家システムの次の世界秩序を必要としていると見ることもできる。かつて世界連邦運動が盛んだったとき、憲法9条は世界連邦を必要としているという認識が表明されたことがある(湯川1963)。いま核拡散、核アナキエ状況において、国際政治学の世界で、世界政府論の復権が見られることにも留意したい(千葉2014)。

他方で、自衛隊違憲論は逆方向の応答をも生み出している。「憲法研究者の間では自衛隊違憲論が多いから、自衛隊の合憲性を確定させるために、憲法解釈による対応よりも踏み込んで、憲法に自衛隊の明文の根拠を書き込む憲法9条改正をするべきである」、という提案が出ているのである（伊藤ほか 2017）。

(5) 憲法9条の規範と論理による実力組織の統制、そのダイナミクス

憲法9条を改正しないまま、9条規範の制約の下で、自衛隊という実力組織を保持し、統制することが戦後日本の大きな課題となった。われわれは、大日本帝国憲法のもとで、陸海軍を統制することに失敗した経験を持っている。9条の当初の意味は、「軍隊の不在」というかたちのきわめてラディカルな文民統制ということであろう。しかし、1954年以降、自衛隊を保持するようになってからは、9条規範を解釈適用することによって自衛隊の行動を統制してきた。9条規範から引き出された論理による統制である。もともと自衛隊の存在の合憲性と日本が武力攻撃を受けたときの自衛隊の武力行使の合憲性は、憲法9条が改正できない状態において、憲法外から自衛権概念を持ち込んで、ギリギリ9条に適合させる解釈を生み出したものである。

このような憲法動態は、一方で憲法9条の原点というべき日本非武装——これは絶対平和主義（pacifism）的に理解されるであろう——あるいは「平和的手段による平和（peace by peaceful means）」の考え方を受け取ってそれを発展させた日本の平和運動や憲法研究者の知的営為と、他方で憲法9条改正による日本再軍備を求めた保守派との間の政治闘争が生み出した結果というべきであろう。

(6) 憲法9条と日米安保体制——矛盾か、融合か

日本の安全保障は、憲法前文が述べたような国連による安全保障が冷戦ゆえに実現せず、日米安保体制に依存するものに移行した。徹底した平和主義を規定する憲法（憲法における軍事の不在）と日米安保体制の関係をどう見るかは、極めて大きな論点である。

これは憲法9条改正ができずに法律レベル、憲法解釈レベルで実力組織を創

設したために起きた現象であるが、この現象を、日本国憲法にもとづく法体系（憲法—法律—命令）と日米安保条約にもとづく法体系（条約—行政協定—特別法）の「2つの法体系」が相互に矛盾しながら存在していると説明する「2つの法体系」論という考え方がある（長谷川 1960）。そして、この考え方をとる論者にとっては、安保体系を克服して、憲法体系に一元化することが目標として意識されていた。憲法研究者の間では、このように憲法の平和主義と日米安保体制を矛盾としてとらえ、憲法の平和主義の側への一元化を志向する考え方が有力であっただろう。

それに対して、政治学の世界において、憲法9条が日米安保体制を制約することの効用を重視して、9条路線と安保路線の「融合」を語る見方がある。1960年代から1970年代の時期、軽武装・経済成長路線を維持する（米国からの要求に対抗する）ために、日本の防衛力・防衛支出を適切に制約するものとして憲法9条は有効に機能した。憲法9条から派生し、9条を強化する原則として、非核三原則や武器輸出三原則が出てくるのもこの時期である。また同時に、日米安保体制の下での自衛隊の役割分担＝専守防衛の概念は、憲法9条の下で自衛隊の活動の限界を画定するもので、一定の積極的意味を持っていたともいえる。この9条路線と安保路線の融合を、酒井哲哉は「9条＝安保体制」と呼んだ（酒井 1991）。しかし皮肉なことに、「9条＝安保体制」は冷戦終結とともに終焉した。憲法9条と安保体制の相互補完性は終わり、自衛隊には専守防衛を超える任務が期待された。憲法9条解釈も変化するのである。

3 憲法9条解釈の変化は、日本の安全と世界の平和に貢献したのか（その2）——日本国憲法の国際協調主義とは何か

(1) 国際協調主義、「積極的平和主義」の時代へ

1989年から1990年にかけて起きた冷戦終結は、世界秩序を根本的に転換させた。1991年の湾岸戦争以降、国連も再活性化された。ソ連の軍事的脅威に備える日米安保体制も変容を余儀なくされた。日米安保体制は、ソ連に対抗するものではなく、「アジア太平洋の国際公共財」として位置づける再定義がなされた。

ポスト冷戦期において、日本の政府と市民は、平和で公正な世界秩序の構築に、どのように貢献するのか、という課題を突きつけられたといえる。戦後当初、日本軍国主義をいかに抑え込むかが、世界平和の課題であったから、日本に対しては、戦争をしない、武力行使をしないことが第一に求められたであろう。それが日本国憲法9条の原意である。これはいわば「しない」平和主義といえることができる。1960年代から、日本政府内、とりわけ外務省においては、自衛隊の海外での活動の可能性の検討・模索があったが、具体的なものにはならなかった。このような可能性の模索のあとに冷戦終結があり、1990年代の急展開となっていった。

自衛隊はもともと海外で活動することを想定していなかったが、1990年代ポスト冷戦期の国際関係の中で、日本は自衛隊を海外で「活用」する政策選択をした。ひとつは国連PKOへの派遣（PKO等協力法）であり、もうひとつは米軍の後方地域支援（1997年日米防衛協力の指針、周辺事態法）である。自衛隊の海外派遣は、日本国憲法の平和主義にとって、大きな転換点となった。この時期から保守政治家あるいは外務省関係者が「積極的平和主義」という言葉を使い始めた（兼原 2011）。

もともと自衛隊の存在と日本が武力攻撃を受けたときの自衛隊の武力行使については、憲法9条の改正ができない状態において、憲法外から自衛権概念を持ち込んで、ギリギリ9条に適合する解釈が生み出されたものである。自衛隊が海外で活動する場合、自衛隊の活動に枠をはめる新たな論理が必要となる。それが、PKO参加5原則、「他国の武力行使と一体化しない自衛隊の活動は9条に違反しない」という論理、「自衛官個人の自己保存のための武器の使用は9条が禁じる武力行使ではないので許される」という論理であり、これらの原則・論理のもとで、自衛隊は海外での活動を行ってきた。

(2) 自衛隊の国連PKO参加への評価

国連PKOへの自衛隊の参加をどう評価できるだろうか。3つ、指摘したい。①国連PKOの実態が急速に変化したため、日本が当初設定したPKO参加5原則とPKOの現実の甚だしい乖離が生じているということ。②自衛隊の

PKO参加は、すぐれた国際貢献として、国際社会から評価されているであろう。しかし、もともと想定していない自衛隊の海外活動であるため、憲法解釈、論理としてはかなり無理があり、紛争地における暴力的状況と自衛隊員が憲法上とりうる行動とのズレがあり、このズレが絶えず不安要因となっている。③国連PKOには多様な形態・領域があり、自衛隊参加だけが唯一の方法ではない。さまざまな文民の参加がある。国際平和協力において自衛隊派遣以外の貢献の方法がもっとクローズアップされるべきである（君島 2009）。

(3) 「しない」平和主義と「する」平和主義

平和で公正な世界秩序の構築のために、日本の政府と市民はどのように貢献するのか、という問いはつねに突きつけられている。憲法9条の下で、どのような地域にどのような任務で自衛隊を派遣するのか、あるいはしないのかは、重要なテーマである。憲法9条の制約を強調する人々は、自衛隊を派遣しなければ、それだけで平和に近づくかのような議論をすることがあるが、それでは不十分であろう。われわれは憲法前文第2段落の次の文章を想起すべきである。「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」ここには、国際社会に存在している「専制と隷従、圧迫と偏狭、恐怖と欠乏」という構造的暴力を克服しようとする日本国民の決意が述べられている。平和をつくるために日本国民は行動するという決意を示している。これはいわば「する」平和主義である。もちろん憲法9条の制約の下にあるから、日本国民の行動は基本的に非軍事的なものである。ポスト冷戦期の国際社会において、NGO等の市民社会組織の台頭は顕著であり、憲法前文の「する」平和主義の方法として、NGOによる平和構築の可能性があるだろう。これは日本国憲法の平和主義にもっとも適合的な国際貢献である。自民党、外務省関係者のヴァージョンとは違う、より日本国憲法適合的な積極的平和主義といえる。

(4) 集団的自衛権行使容認への転換——憲法違反？

2000年代以降、アジア太平洋地域のパワーバランスの変化に対応して、米国は日米安保体制における日本の役割の拡大を求めてきた。3回にわたるアーミテージ報告書（2000年、2007年、2012年）等を通じて、とりわけ集団的自衛権行使容認を求めた。日本側においても、これに対応して、集団的自衛権行使容認を含む自衛隊の役割の拡大——憲法9条の制約を乗り越えるための解釈変更あるいは憲法改正——を模索する努力が追求された。そして安倍政権は集団的自衛権行使の限定的容認を含む憲法解釈変更を閣議決定するに至った（「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」閣議決定、2014年7月1日）。そして、この閣議決定にもとづいて、2015年9月、国民の強い反対を押し切って、いわゆる安保法制が成立した。

2014年の閣議決定と2015年の安保法制に対して、憲法学説の批判は強い（青井 2016；水島 2017）。以前は、日本に対する武力攻撃があった場合、それを排除するための必要最小限度の武力行使は許容されるという制約であったが、2014-2015年の解釈変更で、日本に対する武力攻撃がない場合でも、他国への武力攻撃が、我が国の存立を脅かし、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるときに、武力行使しようと変更された。新しい解釈は、「我が国の存立」「明白な危険」等の曖昧な言葉を使っており、自衛隊の武力行使に対する憲法9条の統制力を明らかに弱める。確立している政府の憲法解釈の変更である。これは憲法解釈変更の許容範囲を超えており、憲法改正によらなければならないという評価が多い。

70年に及ぶ日本国憲法の歴史を見ると、憲法9条の解釈に関して、3つの大きな転換点があったことがわかる。第1に、1954年に発足した自衛隊を自衛権にもとづく自衛力として正当化した時、第2に、1992年、海外派遣を想定していない自衛隊を海外に派遣した時、そして第3に、2014年、自衛隊がそれまで行使しえないとしてきた集団的自衛権の行使容認に転換した時、これら3つの時点である。憲法の明文の根拠を持たずに、憲法の解釈と論理でギリギリその存在と行動を正当化してきた自衛隊にとって、集団的自衛権行使容認への転換は憲法学の立場から見ると解釈変更の限界を超えて憲法違反である、という意

見が強いのである。

4 日本の安全と世界の平和のために、日本国憲法9条を改正すべきか

(1) 3つの9条改憲論

2015年に成立した安保法制は、憲法9条の文言を変えないままに、自衛隊のさまざまな活動を可能にした。集団的自衛権の限定的行使容認、PKOにおける自衛隊員の武器使用権限の拡大、他国軍への後方支援活動の拡充等々。憲法9条の下で、自衛隊の活動を統制する論理は、統制力の限界に達している。憲法9条改正を主張する声は高まっている。

9条改憲論は、1952年の独立回復以来、一貫して存在し続けてきた。大づかみに整理するならば、9条改憲論は大きく3つのグループに整理できるだろう。すなわち、①大日本帝國的価値への回帰——日本軍の再建——を志向する復古的な改憲論。②「国際協調主義に基づく積極的平和主義」路線の改憲論。集団的自衛権行使容認を含めて自衛隊の海外活動への制約を取り払う改憲論。③リベラルからの改憲論。憲法9条と自衛隊の矛盾をなくし、法的整合性・法の支配を回復するための改憲論。「平和のための新9条論」。対米従属から自立するための改憲論（加藤 2015）。

日本国憲法施行70年目の2017年5月3日、安倍晋三は新聞へのインタビュー、民間団体へのメッセージのかたちで、「憲法9条1項2項を維持したまま自衛隊を憲法9条に明記する改憲案」を提案した。この9条改憲提案は、自民党の2005年あるいは2012年の憲法改正提案と異なり、むしろリベラルからの改憲案に近いものである。この9条改憲案が、これからの政治過程においてどのように扱われるか、平和研究の立場からも注視が必要である。

(2) 9条改憲への批判論——いま憲法平和主義とは何か

2015年安保法制が成立したいま、自衛隊の活動を統制する憲法9条の解釈・論理は限界に達している。自衛隊の活動実態をいまの憲法解釈・論理で統制することは困難になってきているから、憲法に自衛隊を明記することによって、

より無理の少ない憲法解釈で統制力を回復するという主張がなされている。それに対して、なお9条改憲をするべきでないという主張が多彩に存在している。

9条改憲論への批判にはおそらく3つの主要な論点がある。

第1に、「実力組織を統制する」という観点からの9条改憲批判である。いまの憲法9条の下にある自衛隊は軍隊ではない。自衛隊は憲法9条の厳しい制約の下におかれている実力組織であり、「軍ではない自衛隊」というところに積極的意味がある。日本国憲法は軍事の概念を認めていない。もし憲法に自衛隊を明記すると、名称は自衛隊であれ、実質的には軍事の概念が初めて憲法に持ち込まれることになる。この転換は9条平和主義にとって致命的なものとなる。

自衛隊が書き込まれていない憲法9条の下では、政府は自衛隊の活動の合憲性について国会で説明する責任を負っている。政府は、自衛隊の装備・活動について、それが憲法9条に違反しないということを国会で説明しなければならない。自衛隊が憲法に明記され、軍事の概念が憲法上に位置づけられるようになると、日本の法体系は根本的に転換するだろう。軍事が公共性、正統性を獲得し、自衛隊の活動を批判する側の説明は非常に困難なものになるだろう。9条の文言と自衛隊の現実との乖離がどんなに大きくなっても、政府に説明責任を負わせる規定としての9条の意義が減じることはない。

また、日本国憲法の下で、なお「軍ではない自衛隊」、警察力と戦力=軍事力の間に位置する自衛隊の「中間的・過渡的性格」に平和研究者は留意すべきである。理論的には自衛隊は、軍事力になる方向性と警察力になる方向性の2つの方向性に関われている。メアリー・カルドーは、人間の安全保障の概念による軍の変革を提唱しているのであるが、彼女の考え方によれば、人間の安全保障を強調すると、軍は敵を打倒する軍事力ではなくて住民を保護し、法を執行する警察力に接近するのである(Beebe and Kaldor 2010)。われわれは自衛隊の「中間的・過渡的性格」を重視すべきであり、そのような意味でも、憲法に自衛隊を明記することは賢明とは思えない。

第2に、「日本国憲法の平和主義がもともと内包している非軍事による平和

構築の可能性を重視する」という観点からの9条改憲批判である。もともと日本国憲法は軍事的選択肢を断つことによって、日本の政府と市民に「非軍事的な選択肢を開発する」ことを迫っているはずである。世界的にみれば、非軍事的選択肢による平和構築の豊かな経験の蓄積がある。これはとりわけ地球市民社会の活動——世界の平和運動、NGOによる平和構築、NGOによる住民保護等々——の中に見ることができる(君島 2009; シャープ 2016)。日本国憲法の中に軍事の概念が含まれていないことの意味を改めて積極的にうけとめる必要がある。平和研究者の立場からいえば、日本国憲法に自衛隊を明記して、軍事の概念を持ち込むことによって、非軍事的選択肢の追求が弱まることをおそれる。

第3に、日本国憲法の平和主義を長期的・漸進的な実現過程の中で考える立場からの9条改憲批判がある。これに関しては、英国の政治学者マーティン・キーデル(Martin Ceadel)による2つの平和主義の峻別から話を始める必要がある。

キーデルは戦争と平和に関する思想について包括的かつ精緻な分析をしたうえで、もっとも戦争肯定の立場からもっとも戦争否定の立場までを、軍国主義(militarism) — 介入主義(crusading) — 防衛主義(defencism) — 漸進的平和主義(pacifism) — 絶対平和主義(pacifism)の5つの立場に類型化したのであるが、絶対平和主義(pacifism)と漸進的平和主義(pacifism)を区別して析出したことが重要である(Ceadel 1987)。絶対平和主義はいまただちに一切の軍事力の保持と行使を認めない立場であり、漸進的平和主義は国際秩序の変革によって戦争の廃絶と軍縮は可能であると考え、長期的な目標としての戦争の廃絶はあきらめないが、暫定的には防衛のための軍事力の保持と行使を容認する立場である。

日本国憲法の平和主義の出発点は「国連の安全保障を前提とする日本非武装」で、日本に関していえば絶対平和主義的なものであっただろう。国連による安全保障が期待できなくなったあと日本は実力組織=自衛隊の保持へ向かったが、自衛隊は「中間的・過渡的性格」の組織であり、憲法9条が否定されたわけではない。日本国民の多数は憲法9条改正に反対し続けてきた。日本政府

は憲法9条の下で自衛隊を正当化し、統制する憲法解釈を生み出した。憲法研究者の多数は自衛隊は憲法9条に違反するという解釈を示し、最高裁は自衛隊の憲法9条適合性についてまだ判断していない。国連による安全保障が期待できなくなったあとの日本の平和・安全保障論の布置は、自衛隊違憲論=絶対平和主義の潮流と、自衛隊の存在・行動と憲法9条の制約をギリギリ両立させようとする解釈=漸進的平和主義の潮流との相互補完的共存といえるのではないか。

いま日本国憲法の平和主義には、絶対平和主義の要素とともに、漸進的平和主義の要素があると見ることができる。漸進的平和主義には、長期的な漸進的達成という時間軸が導入されている。つまり、日本国憲法の平和主義とは、戦争と軍事力の廃絶という長期的な目標をあきらめずに、われわれの行動によって国際秩序を変革し、それらの目標に接近することをめざすダイナミックなプロセスなのである。われわれに求められているのは、自衛隊を明記する9条改憲ではなくて、軍事力への依存を低下させる方向への東アジア地域秩序、国際秩序の変革であり、そのためのわれわれの行動である。日本国憲法9条と前文をセットとして読むならば、そのような方向性は明確に読み取れるであろう。

5 おわりに

日本国憲法の平和主義は、日本の軍事力・軍国主義に対する抑制として、世界平和に貢献するものとして生まれた。その後の世界秩序の変動に対応した憲法9条解釈の変化（自衛隊の創設、海外派遣、集団的自衛権行使容認）が、日本の安全と世界の平和に貢献したか、さらに憲法9条を改正すべきかと問われた場合、答えは分かれるであろう。いずれに問いに対しても、これまでの世界秩序=ボックス・アメリカナ（米国の覇権にもとづく秩序）を肯定的に見る立場からは、答えはおそらくイエスであり、ボックス・アメリカナの暴力性を批判し、それを克服することをめざす立場に立てば、答えはノーである。

【参考文献】

- 青井未帆 (2016) 『憲法と政治』 岩波書店
 蟻川恒正 (2014) 『裁判所と九条』 水島朝穂編 『シリーズ日本の安全保障3 立憲的ダイナミズム』 岩波書店、163-200頁
 石川健治 (2014) 『軍隊と憲法』 水島朝穂編 『シリーズ日本の安全保障3 立憲的ダイナミズム』 岩波書店、115-134頁
 伊藤哲夫ほか (2017) 『これがわれらの憲法改正提案だ——護憲派よ、それでも憲法改正に反対か?』 日本政策研究センター
 浦田一郎編 (2017) 『政府の憲法九条解釈——内閣法制局資料と解説〔第2版〕』 信山社
 加藤典洋 (2015) 『戦後入門』 筑摩書房
 兼原信克 (2011) 『戦略外交原論』 日本経済新聞出版社
 君島東彦 (2009) 『非暴力の人的介入、非武装のPKO』 君島東彦編 『平和学を学ぶ人のために』 世界思想社、207-227頁
 —— (2012) 『平和憲法の再定義——予備的考察』 日本平和学会編 『平和を再定義する〔平和研究第39号〕』 早稲田大学出版部、1-26頁
 —— (2014) 『安全保障の市民的視点——ミリタリー、市民、日本国憲法』 水島朝穂編 『シリーズ日本の安全保障3 立憲的ダイナミズム』 岩波書店、279-304頁
 —— (2018) 『六面体としての憲法9条——憲法平和主義と世界秩序の70年』 全国憲法研究会編 『憲法問題29』 三省堂、9-21頁
 古関彰一 (2013) 『「平和国家」日本の再検討』 岩波書店
 —— (2017) 『日本国憲法の誕生〔増補改訂版〕』 岩波書店
 小林武 (2006) 『平和的生存権の弁証』 日本評論社
 酒井哲哉 (1991) 『「九条=安保体制」の終焉——戦後日本外交と政党政治』 『国際問題』 372号、32-45頁
 阪田雅裕 (2016) 『憲法9条と安保法制——政府の新たな憲法解釈の検証』 有斐閣
 シャープ、ジーン (2016) 『市民力による防衛——軍事力に頼らない社会へ』 三石善吉訳、法政大学出版局 (Sharp, Gene (1990) *Civilian-Based Defense: A Post-Military Weapons System*, Princeton: Princeton University Press)
 千葉眞 (2014) 『連邦主義とコスモポリタニズム——思想・運動・制度構想』 風行社
 内藤功 (2012) 『憲法九条裁判闘争史——その意味をどう捉え、どう活かすか』 かもがわ出版
 長谷川正安 (1960) 『安保闘争と憲法の諸問題』 『法律時報』 32巻11号、46-52頁
 長谷部恭男 (2004) 『憲法と平和を問いなおす』 筑摩書房
 深瀬忠一 (1987) 『戦争放棄と平和的生存権』 岩波書店

- 深瀬忠一ほか編 (1998) 『恒久世界平和のために——日本国憲法からの提言』 勁草書房
- マーティン, クレイグ (2017) 「憲法9条を再生させるための改正論——なぜ、どのように9条を改正するのか」 『立命館平和研究』 18号、21-46頁
- 松下圭一 (1975) 『市民自治の憲法理論』 岩波書店
- 水島朝穂 (2017) 『平和の憲法政策論』 日本評論社
- 宮本光雄 (1988) 「西ドイツ州憲法と戦争放棄」 『成蹊法学』 28号、223-250頁
- 山内敏弘 (1992) 『平和憲法の理論』 日本評論社
- 山室信一 (2007) 『憲法9条の思想水脈』 朝日新聞社
- 湯川秀樹 (1963) 「世界連邦への道——第十一回世連世界大会基調講演」 (『湯川秀樹 著作集 5 平和への希求』 岩波書店、1989年、201-206頁)
- 李京柱 (2017) 『アジアの中の日本国憲法——日韓関係と改憲論』 勁草書房
- 渡辺治編著 (2015) 『憲法改正問題資料 (上・下)』 旬報社
- Beebe, Shannon D. and Kaldor, Mary (2010) *The Ultimate Weapon is No Weapon: Human Security and the New Rules of War and Peace*, New York: PublicAffairs.
- Ceadel, Martin (1987) *Thinking about Peace and War*, Oxford: Oxford University Press.
- Hasebe, Yasuo (2012) "War Powers," in Rosenfeld, Michel and Sajo, Andras eds., *The Oxford Handbook of Comparative Constitutional Law*, Oxford: Oxford University Press, pp. 463-480.
- Kimijima, Akihiko (2010) "Article 9," in Young, Nigel J. ed., *The Oxford International Encyclopedia of Peace Volume 1*, New York: Oxford University Press, pp. 151-152.
- Lobel, Jules (2003) *Success Without Victory: Lost Legal Battles and the Long Road to Justice in America*, New York: New York University Press.

